

物品等応募型指名競争入札について

鳴門市では平成22年度から、一定額を超える物品や業務委託を発注する場合には、案件を鳴門市公式ウェブサイトにて提示し、入札参加者を公募し、条件に合った業者を指名し、競争入札を行っています。

すなわち下記の金額を超える場合に公募による入札を行います。

- 1 製造の請負 200万円
- 2 財産の買入れ 150万円
- 3 物件の借入れ 80万円
- 4 財産の売払い 50万円
- 5 物件の貸付け 30万円
- 6 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

入札に参加するには、あらかじめ鳴門市に入札参加資格申請書を提出して頂き、審査を経て鳴門市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録される必要があります。入札参加申請をしていない事業者の方は鳴門市公式ウェブサイトの「物品購入等」競争入札及び随意契約参加資格審査申請をご覧になり、様式等をダウンロードして申請してください。

○ 応募型指名競争入札とは

鳴門市が必要とする物品等（委託、借上を含む）について、あらかじめ応募条件を決めて、鳴門市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者を対象に参加者を公募し、応募した者の中で確認し、適当と認めた者をすべて指名して入札を実施するものです。平成22年度は試行期間とし、平成23年度から本格実施をしています。

○ 同等品の承諾について

仕様書等で該当物品同等品可としている場合で、市が例示した製品以外の製品を以て入札書を提出しようとする参加者は、当該案件の質問受付期間中に同等品承諾願を主管課に提出し、承諾を得てください。承諾がない場合の同等品による入札は認めません。